

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

地域連携薬局について

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

資料No.20210528-1109(6)

本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

患者のための薬局ビジョンから各認定薬局制度への流れ

平成25年6月 「日本再興戦略」閣議決定

「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、セルフメディケーション推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する」

平成26年1月 「薬局の求められる機能とあるべき姿」公表

「セルフメディケーションの推進のために、地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を發揮すべき」

平成26～27年度 「健康情報拠点薬局」の整備に向け、薬局・薬剤師を活用したモデル事業実施

平成27年10月 「患者のための薬局ビジョン」策定

平成28年4月 「健康サポート薬局」制度施行（平成28年10月届出受付開始）

地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の素案提示

平成29年3月～ 薬機法改正に向けての議論開始（医薬品医療機器制度部会）

平成30年12月 薬機法改正に向けての「とりまとめ」公表

令和2年9月 「オンライン服薬指導」制度等施行（改正薬機法施行第1弾）

都道府県により受付開始時期は異なるか？

令和3年6月 東京都で「地域連携薬局・専門医療機関連携薬局」の受付開始（予定）

令和3年8月 「地域連携薬局・専門医療機関連携薬局」制度等施行（改正薬機法施行第2弾）

薬機法改正に向けた制度部会の論点

医薬品医療機器制度部会での論点

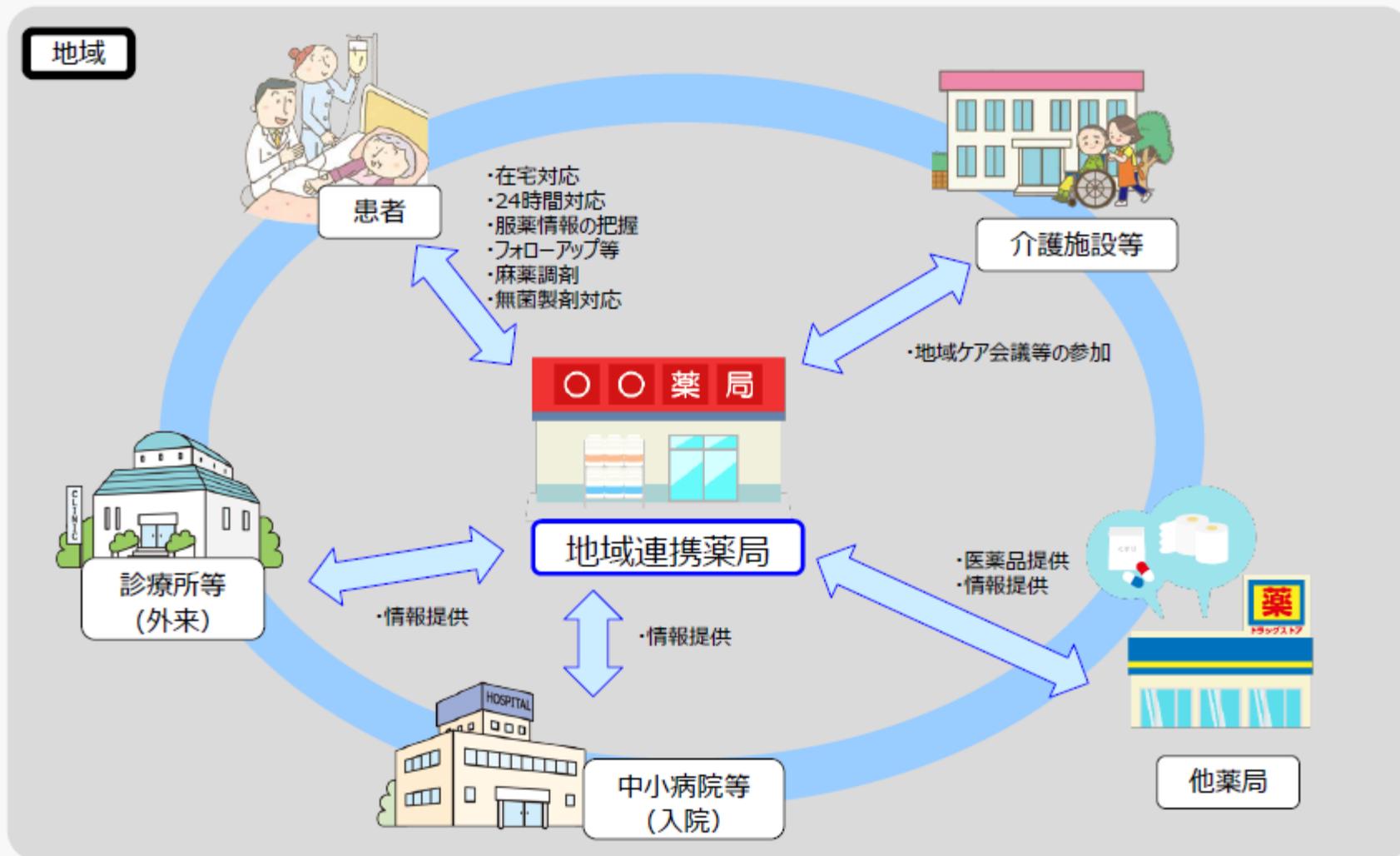
- 2025年に向けた医療・介護の提供体制の構築が進んでいる中で、**地域における医薬品提供体制の確保**が必要。**特に、在宅医療の需要**は、大きく増加する見込み。
- このため、在宅医療への対応をはじめとして、**地域で必要な医薬品が常時提供**されるとともに、**薬剤師による薬学的知見に基づく指導がその都度確実に実施できる体制整備**が重要ではないか。その際、個々の薬局ごとに体制整備を図るのではなく、地域の薬局が連携しながら役割が果たせるよう、**地域の薬局間で必要な機能を分担**するなど、効率的な提供体制について検討をすすめるべきではないか。
- また、在宅医療に限らず、特殊な調剤への対応、退院時の支援や、がん等のより丁寧な薬学的管理を必要とする患者に対応するため、地域の薬局につなげることや医療機関（処方医等）と密に連携を取ることを実施しつつ、**疾病領域に応じた高度な専門性等の機能を有する薬局も必要**ではないか。
- 薬局が地域包括ケアシステムの構築に貢献するとともに、**患者が自ら薬局を選択しやすくする**等のため、薬局の基本的な機能に加え、例えば、**薬局が以下のような機能を有することを明確にする**ことについてどのように考えるか。

(例)

- ・ **地域において、在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関、薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において主体的な役割を担う薬局**
- ・ **がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を行いつつ、高い専門性に基づき、より丁寧な薬学的管理や特殊な調剤に対応できる薬局**

(引用) 平成30年11月8日第8回医薬品医療機器制度部会資料2

地域連携薬局機能のイメージ



各認定薬局制度のまとめ

- 「健康サポート薬局」は、
医療機関や行政等と連携し、地域包括ケアシステムの中で、
地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する薬局

患者・住民に身近な相談役

- 「地域連携薬局」は、
入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療時に、
地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

日常医療圏域における
機能強化型かかりつけ薬局

- 「専門医療機関連携薬局」は、
がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局

二次・三次医療における
エキスパート

地域連携薬局の基準

構造
(設備投資)

情報共有
(ソフト的対応)

業務体制
(研修・設備投資)

在宅（居宅）
(ソフト的対応)

地域連携薬局の基準

(1) 構造	
① プライバシーに配慮した設備	かかりつけ
② 高齢者、障害者等に配慮した構造	
(2) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制	
① 地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加	連携等機能強化
② 医薬品情報について医療機関への報告・連絡体制	
③ 医薬品情報について医療機関への報告・連絡実績（月平均30回以上）	
④ 医薬品情報について他薬局への報告・連絡体制	
(3) 安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制	
① 開店時間外の相談対応体制	かかりつけ
② 休日・夜間の調剤応需体制（連携可）	連携等機能強化
③ 在庫医薬品について他薬局への提供体制	
④ 麻薬小売業者の免許と調剤体制	
⑤ 無菌製剤処理の実施体制（他の薬局の無菌調剤室を利用も可）	
⑥ 医療安全対策事業の参加等	
⑦ 継続して1年以上常勤勤務（常勤薬剤師の半数以上）	
⑧ 地域包括ケアシステムに関する研修修了（常勤薬剤師の半数以上）	
⑨ 1年以内ごとに、地域包括ケアシステムに関する研修等の計画的受講（全ての薬剤師）	
⑩ 医薬品の適正使用について他の医療提供施設への情報提供	
(4) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制	
① 訪問薬剤管理指導の実績（月平均2回以上）	連携等機能強化
② 高度管理医療機器等の販売業の許可と医療機器・衛生材料の提供体制	

11 本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。
資料No.20210401-1128-p11

日医工医療行政情報 **令和3年1月29日 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知**
<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

地域連携薬局

地域連携薬局の施設基準（認定基準適合表）

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第5021号 松平哲也

参考資料：令和2年10月8日 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）
 令和3年1月22日厚生労働省令第5号
 薬機法の一部を改正する省令の公布について（薬生発0122第6号）
 令和3年1月 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 薬機法施行規則の一部を改正する省令に寄せられた意見について
 令和3年1月29日 厚生労働省医薬・生活衛生局長（薬生発0129第6号）
 薬機法の一部を改正する法律の一部の施行について（認定薬局関係）

【概要】

令和3年1月22日に公布された薬機法に係る改正省令に続き、
 令和3年1月29日に薬局認定制度の詳細を整理した**局長通知**が示されました。

認定申請手続きに必要な書類として新たに**認定基準適合表**が示されています。

【認定基準適合表のPOINT】

- ・地域連携薬局認定申請書（様式第五の二）の別紙として申請時に提出します。
- ・省令や局長通知で示された基準について、具体的な体制や実績を記載します。
 （本資料では、「記載要領」について各々の項目に で注釈付けしています。）

1

本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。
 資料No.20210201-1109(2)-p1

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20210528-1109(6)-p8

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

構造設備等の基準

- ① 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等、及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置

構造が分かる図面、写真を添付

やむを得ない場合には、必ずしも予め椅子を備え付けておく必要なし。
この場合、座って相談を受けられる旨掲示する等の配慮が必要。

単にパーティションを設置するのではなく、服薬指導の内容等が他の利用者に聞き取られないよう配慮する等、設備を検討する。
薬剤師の対応方法（声の大きさ等）についても薬局内で周知し、安心できる環境を確保する。

- ② 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造

(認定基準適合表に☑項目)

- 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。
- 段差のない入口を設置している。
- 車いすでも来局できる構造である。
- その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造

構造が分かる図面、写真を添付

在宅医療への対応の基準

- ① 在宅医療に関する取組の実績 **過去1年間で月平均2回以上**

地域事情で、在宅利用者が限られる等の場合には
都道府県知事が別途規定できるようにする

複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は指導を行った人数にかかわらず1回とする。
同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず1回とする。

年間回数、月平均回数
過去1年間の在宅指導患者総数を報告

- ② 高度管理医療機器等の販売業等の許可の取得と必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

在宅医療には医薬品の使用と併せて
高度管理医療機器等の供給も必要と想定されるため規定

許可番号or許可証原本の提示
参考として、提供した医療機器等の報告が必要

医療を提供する施設との情報共有体制の基準

① 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への定期的な参加

過去1年間に参加した会議 (認定基準適合表に☑項目あり)

- 地域ケア会議 (主催者の記載)
- サービス担当者会議
- 多職種が参加する退院時カンファレンス (医療機関名の記載)

COVID19の影響は考慮し
オンライン会議で差し支えない

自治会等の活動では本件は満たさない
災害時の連携体制も重要であるが本基準とは別となる

② 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、
利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備

主な連携医療機関の名称所在地の報告

求められる体制

- ① ハイリスク薬等を服用する患者の服薬状況や副作用の有無などの提供
 - ② 入院時に、入院前の服薬情報等を提供
 - ③ 退院時に、退院時カンファレンスに参加し、必要な情報提供等を受ける
 - ④ 在宅医療を行う際には、服薬状況等を適切に把握し提供
- 体制について地域に周知と局内掲示

実績に含まれるもの

- ア 入院時に情報共有を行った実績
 - イ 退院時に情報共有を行った実績
 - ウ 外来受診時に情報共有を行った実績
 - エ 在宅訪問時に情報共有を行った実績
- (いずれかのみではなく、満遍なく実施することが望ましい)

③ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、
利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績
過去1年間で月平均30回以上

実績に含まないもの

- ・医療機関からの検査値等のみの情報提供
- ・利用者の情報を含まない施設等に係る情報提供
- ・服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載
- ・疑義照会

④ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について
報告・連絡できる体制の整備

報告及び連絡に用いる文書の様式は、地域で予め協議されたものを用いることが望ましい。

他の薬局に対して利用者の薬剤等の薬剤服用歴、
残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及
び連絡することが求められるため、その方法等を明確にしておくこと。

手順書の写しの提出が必要

利用者に安定的に薬剤等を提供する体制のための基準

① 開店時間外の相談応需体制の整備

電話相談等があった場合に、開店時間外でも薬局で相談等を受けられる体制を求める。予め、薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について説明する。また、当該内容については、文書による交付又は薬袋へ記載する。 ☑項目あり

② 休日及び夜間の調剤応需体制の整備

地域で輪番制での対応可。
患者には予め自局の開店時間のほか、地域の休日及び夜間の調剤応需体制を示す。

地域の調剤応需体制のわかる資料の提出が必要
参考として過去1年間の調剤回数実績も報告

③ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備

手順書の写しの提出が必要
参考として過去1年間の実績も報告

④ 麻薬の調剤応需体制の整備

参考として過去1年間の実績も報告

⑤ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備

他の薬局の設備・施設の共同利用可(薬局数は上限なし)

日常生活圏(中学校区)及び近接の圏域で対応可能な薬局がない場合は、適切な薬局を紹介する対応で差し支えない

その場合、紹介する薬局をあらかじめ確保し、無菌製剤処理調剤が円滑に実施できるよう具体的な手順を手順書等に記載しておく。

⑥ 医療安全対策の実施

過去1年間の報告回数、取組状況も報告

⑦ 常勤薬剤師の**半数以上**が継続して1年以上勤務

常勤：週あたり32時間以上勤務 1年以上：前月まで1年以上常勤勤務

「常勤」「1年以上」について、出産や育児、介護等の事情を考慮した取り扱いを事務連絡にて規定

⑧ 常勤薬剤師の**半数以上**が地域包括ケアシステムに関する研修を修了

「健康サポート薬局」にかかわる研修の修了者

⑨ 全ての薬剤師に対する地域包括ケアシステムに関する研修

外部研修が望ましいが、薬局開設者が自ら行う研修でも可

又は準ずる研修の計画的な実施 (※全ての薬剤師=当該薬局で薬事に関する実務に従事する薬剤師)

研修実施計画の写しを報告

⑩ 地域の他の医療提供施設に対する
医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

情報提供先名と1回分の提供内容の写し
過去1年間の実績も報告

個別の処方内容の照会は薬剤師の本来業務であり、当該対応の実績に含めない

地域連携薬局と健康サポート薬局 の地域支援体制加算との関係性

基本的なライフスタイル

健康 生活習慣 外来受診 入院 退院 在宅医療 看取り

健康サポート薬局

地域連携薬局

算定要件	点数
厚生労働大臣が定める施設基準に適合し地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合	38点

地域支援体制加算

地域包括ケアシステム

地域連携薬局の施設基準と地域支援体制加算との比較

薬機法改正 日医IMPS
日医工医療行政情報 地域連携薬局の施設基準 比較表 (地域支援体制加算)
<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>
 作成：日医工株式会社 (公社) 日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第5021号 松平哲也
 参考資料：令和13年1月22日 厚生労働省令第5号「薬機法の一部を改正する省令の公布について (第5号)」(第122第6号) / 令和13年1月29日 厚生労働省令第5号「薬機法の一部を改正する省令の公布について (第5号)」(第122第6号) / 令和13年1月29日 厚生労働省令第5号「薬機法の一部を改正する省令の公布について (第5号)」(第122第6号)

2021年8月からの地域連携薬局の認定制度に向けて、届出の様式である「認定基準適合表」が示されています。必要な項目を確認するために、本資料では、調剤基本料1を算定する薬局が地域支援体制加算を届出の際の「地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類」(様式87の3、同3の3)との比較をまとめています。

凡例
 関連する地域支援体制加算の届出書類の番号(様式87の3) 届出の内容
 届出通知で示された基準のうち注意すべき事項の種類
 MPSコメント

記載項目	記載内容	別紙	記載要領 (抜粋)
1 利用者の服薬指導の際に配慮した構造設備	・利用者等が情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・相談の内容が漏れないよう配慮した設備	別紙添付	●構造がわかる 図面、写真等を添付
2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備	※該当する項目をチェック □ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置 □ 段差のない入口を設置 □ 車いすでも来局できる構造 □ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造 ()	別紙添付	●構造がわかる 図面、写真等を添付
3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加	※過去1年間に参加した会議をチェック □ 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 (主催者:) □ 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 □ 遠隔時カンファレンス (医療機関の名称:) □ その他の会議 (具体的な会議の名称:)	別紙添付	●チェックしたうえで 必要事項を記載
4 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制	主な連携先の医療機関 名称①: 所在地①: _____ 名称②: 所在地②: _____	別紙添付	●医療機関は可能な限り複数記載 ●敷地内薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載
5 上記の報告及び連絡した実績 (過去1年間で月平均30回以上)	年間 () 回 (月平均 () 回) うち、入院時 () 回、外来受診時 () 回、退院時 () 回、在宅訪問時 () 回	別紙添付	●報告及び連絡した際の資料(情報提供文書等)の写しを1回分添付 (個人情報開示はマスキング)
6 他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し (該当部分) を添付	別紙添付	●手順書等の写しを添付 (該当部分に印をつける)
7 開店時間外の相談に対応する体制	開店時間 平日: ~ ~ ~ ~ ~ 土曜: ~ ~ ~ ~ ~ 日祝: ~ ~ ~ ~ ~ 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェック □ 文書による交付 □ 薬局に記入	別紙添付	●「開店時間」は薬局開設許可申請時等の情報 ●「相談の周知方法」については、例を添付
8 休日及び夜間の調剤応需体制	自局での対応時間 休日 平日 (夜間): ~ ~ ~ ~ ~ 地域の調剤応需体制がわかる資料を添付 (参考) 過去1年間の調剤の実績 () 回	別紙添付	●地域の応需体制がわかる資料として、具体的な休日・夜間における当番日を示すもの等を添付 ●休日・夜間に対応した実績を記載

14 患者のプライバシーに配慮した服薬指導の方法 (記簿方法) (具体的に記入:)
基本料1.5 研修認定制度等の研修認定を取得した薬剤師が地域の多職種と連携する会議の出席 (薬局当たり1回以上/年) 出席した会議の名称及び参加日リストを別に添付
基本料1.4 服薬情報等提供者等 (保険薬局あたり12回以上/年) (7号) ①特定薬剤管理指導薬剤師2、②後援薬剤師管理指導薬剤師2、③かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、④かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、⑤かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、⑥かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、⑦かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、⑧かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、⑨かかりつけ薬剤師指導薬剤師2、⑩かかりつけ薬剤師指導薬剤師2

15 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制 (保険薬局あたり12回以上/年)
16 地域包括ケアシステムに関する研修を受けた常勤として勤務している薬剤師 () 人
 研修を受けた常勤薬剤師数 () 人
 常勤として勤務している薬剤師数 () 人
 常勤として勤務している薬剤師数 () 人
 研修を受けた薬剤師一覧 (薬剤師一覧の記載例)
 薬剤師の氏名 ○○○○ (第○○○○○○○号)
 常勤の勤務期間 平成○○年○月○日～現在
 研修を受けた有無 研修修了

4 開局時間 (自局のもの)
12 当該薬局における24時間の直接連絡を受けられる体制 (1つ/1回)
 ①担当者が固定している場合
 ②曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合 (担当薬剤師を記載)
 ●休日・夜間に対応した実績を記載
 ・連絡先: _____

13 医療機器及び衛生材料を提供するための体制
 ※該当する項目をチェック
 □ 高度管理医療機器等の販売業の許可番号 ()
 □ 許諾証原本の提示 (参考) 提示した医療機器等 ()

NICHI-IKO 日医IMPS

記載項目	記載内容	別紙	記載要領 (抜粋)
9 在庫として保管する医薬品が必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制	医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し (該当部分) を添付 (参考) 過去1年間の医薬品提供の実績 () 回	別紙添付	●手順書等の写しを添付 (該当部分に印をつける) ●提供した回数記載
10 麻薬の調剤応需体制	※該当する項目をチェック □ 麻薬小売業者の免許証の番号 () □ 免許証原本の提示 (参考) 過去1年間の調剤の実績 () 回	別紙添付	●免許証の原本の提示可 ●麻薬調剤回数記載 (麻薬処方箋の応需枚数)
11 無菌製剤処理を実施できる体制	※該当する項目をチェック □ 自局で対応 □ 共同利用による対応 □ 他の薬局を紹介 (薬局の名称: _____ 薬局の所在地: _____) (参考) 過去1年間の実績 () 回	別紙添付	●自局・写真等を添付 ●共同利用 一契約書等の写しを添付 ●「他の薬局を紹介」 一紹介する薬局名を記載 無菌製剤処理調剤のみを 紹介する手順書等の写し を添付 ●実績は処方箋枚数 ●「他の薬局を紹介」の場合 は、無菌製剤処理調剤 に限り、他の薬局を紹介 して対応した回数指す
12 医療安全対策	医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェック □ 医薬品に係る副作用等の報告 (参考) 過去1年間の報告回数 () 回 □ 薬局ヒヤリ/ハット事例収集・分析事業への参加 (参考) 過去1年間の報告回数 () 回 □ その他の取組 具体的な医療安全対策の内容 ()	別紙添付	●チェックしたうえで必要事項を記載
13 地域包括ケアシステムに関する研修を受けた常勤として勤務している薬剤師 () 人	常勤として勤務している薬剤師数 () 人 研修を受けた常勤薬剤師数 () 人 常勤として勤務している薬剤師数 () 人 研修を受けた有無 研修修了	別紙添付	●「薬剤師一覧」は、氏名、免許番号、常勤の勤務期間、研修修了の有無を記載した一覧を添付 ●研修修了薬剤師は、健康サポート薬局研修修了証等の写しを添付 (当該修了証等の原本の提示可)
14 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講	研修の実施計画の写しを添付	別紙添付	●研修実施計画の写しを添付
15 地域の他の医療提供施設に対する情報の適正使用に関する情報提供	情報提供先 () ※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する (参考) 情報提供の回数 () 回	別紙添付	●特定医療提供施設 一当該医療提供施設の名称 ●地域における複数の医療提供施設 一地域の範囲や主な医療提供施設の名称等 ●情報提供した文書等を1回分添付
16 住宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績 (過去1年間で月平均2回以上)	年間 () 回 (月平均 () 回) (参考) 過去1年間に住宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数 () 人	別紙添付	●調剤の提供が入院している施設を訪問した場合は、指導を行った人数にかかわらず1回とする。 ●同一人に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず1回とする。
17 医療機器及び衛生材料を提供するための体制	※該当する項目をチェック □ 高度管理医療機器等の販売業の許可番号 () □ 許諾証原本の提示 (参考) 提示した医療機器等 ()	別紙添付	●医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況 □あり

基本料1.1 麻薬小売業者免許の取得 (免許証の番号を記載)
15 副作用報告に係る手順書の作成と報告実施体制について □あり (手順書の写しを添付)
16 プレアポイド事例の把握・収集に関する取組 □あり
10 管理薬剤師
 ・氏名
 ・薬局勤務経験年数
 ・適年数の勤務時間
 ・在籍年数
5 薬局における必要な体制
 指導に必要となる薬学
 及び機能の整備状況
 ・薬学的管理指導に
 係る職員等研修の
 実施実績及び計画
 □あり
 ・外部の学術研修の受講
 □あり
 (計画及び実施実績等
 を示す文書を添付)
基本料1.2 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 () 回 (保険薬局あたり12回以上/年)
13 医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況 □あり

地域支援体制加算

と

地域連携薬局

赤字は、要件内容が異なります

構造設備

- ・ **プライバシーの配慮**
- ・ 高齢者、障害者への配慮体制
- ・ **医薬品情報 医療機関への報告、連絡体制**
- ・ **医薬品情報 他薬局との報告、連絡体制、在庫提供体制**
- ・ **開局時間外、夜間・休日の相談・調剤応需体制**
- ・ **麻薬免許、調剤体制**
- ・ 無菌製剤処理体制
- ・ **高度管理医療機器等体制**

実績

- ・ **地域包括ケアシステム構築に資する会議への継続的参加**
- ・ **医薬品情報 医療機関への報告・連携実績（月30回以上）**
- ・ **医療安全対策事業参加、医療安全対策**
- ・ **常勤薬剤師 半数以上 1年以上継続勤務**
- ・ **常勤薬剤師 半数以上 地域包括ケアシステム研修終了**
- ・ **すべての薬剤師 地域包括ケアシステム研修1年以内に計画的受講**
- ・ **過去1年以内 他の医療提供施設へ医薬品適正使用に関する情報提供**
- ・ **在宅医療実績月平均2回以上**

2

本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20210528-1109(5)-p2

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

地域連携薬局のみにある項目(抜粋)

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備

利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置すること、入口に段差がないこと、車いすでも来局できる構造であること等利用者に配慮した構造

必要な医薬品を他の薬局へ提供する体制

地域の医薬品供給体制の確保のため、地域連携薬局が他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を供給できる役割
 地域において広く処方箋を応需し、利用者に対し医薬品を迅速に供給できるよう、地域の他の薬局開設者の薬局から医薬品の提供について求めがあった場合などに医薬品を提供できる体制が必要

無菌製剤処理を実施できる体制

居宅等で療養を受ける利用者への調剤において無菌製剤処理が必要な薬剤が想定されるため、無菌製剤処理を実施できる体制
 自局又は共同利用により無菌製剤処理を実施できるようにしておくことが望ましい
 無菌製剤処理の調剤に限り、当分の間、適切な実施薬局を紹介すること等の対応でも差し支えない。無菌製剤処理が必要な調剤の対応が円滑に実施できるよう具体的な手続を手順書等に記載する必要がある

医薬品の適正使用に関する情報提供

過去1年間において情報提供した実績が必要
 医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすことを求められる

地域支援体制加算のみにある項目（抜粋）

かかりつけ薬剤師

MPS見解 外来服薬支援料の実績（要確認）

地域連携薬局で必要とされる、**過去1年間に**、実務に従事する薬剤師、医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡させた**実績**として、**月平均30回以上の要件**に含まれても可能とMPSグループでは見解するが、**今後注目！！**

開局時間

地域支援体制加算では、1日の開局時間は**連続した8時間**と必須事項として明記されている
 地域連携薬局は、**努力義務**として**1日8時間と望ましい**という表現に留まる
 土日の開局時間は、いずれもどちらか一方で一定の開局時間となり、1週間当たりの開局時間も
 地域支援体制加算を算定する薬局は、**土日の一定の時間も含んで、1週間の開局時間を45時間以上**としているが、地域連携薬局にはその条件はありません

管理薬剤師要件

一般用医薬品（OTC）の販売

健康情報拠点としての役割

処方箋の集中率と後発医薬品率

情報提供

情報提供の **内容・回数増加** に注目

地域支援体制加算

当該回数には、**服薬情報等提供料**が併算定不可となっているもので、**相当する業務**を行った場合を含む

算定回数 = 服薬情報等提供料 + 相当する業務回数

調基 1 服薬情報等提供料の算定回数が**保険薬局当たりで年12回**以上

調基 1 以外 服薬情報等提供料の算定回数が、**常勤の保険薬剤師1人当たり年60回**以上

相当な業務とは、
 特定薬剤管理指導加算 2
 調剤後薬剤管理指導加算
 服用薬剤調整支援料 2
 かかりつけ薬剤師指導料 等

地域連携薬局

過去1年間に、実務に従事する薬剤師、医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡させた実績として、**月平均30回**以上

情報共有も実績に換算

実績に含まれるもの

- ア 入院時に**情報共有**を行った実績
- イ 退院時に**情報共有**を行った実績
- ウ 外来受診時に**情報共有**を行った実績(ハイリスク薬等)
- エ 在宅訪問時に**情報共有**を行った実績
(いずれかのみではなく、**満遍なく実施することが望ましい**)

実績に含まないもの

- ・医療機関からの検査値等のみの情報提供
- ・利用者の情報を含まない施設等に係る情報提供
- ・服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載
- ・疑義照会

**開局時間
時間外対応**

表現は違うが、**概ね同様**な内容

地域支援体制加算

24時間調剤・在宅対応できる体制の**周知**

当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、**24時間調剤及び在宅業務に対応できる体制**が整備されていること

原則として初回の処方箋受付時に当該担当者及び当該担当者と直接連絡がとれる**連絡先、注意事項等について事前に説明し、当該内容については、文書により交付または薬袋に記載**すること

連携薬局の数は、当該保険薬局を含めて、**最大で3つ**まで

地域連携薬局

開店時間外であっても薬局で相談等を受けられる体制

他の薬局と連携して、休日及び夜間の調剤に対応する体制（参考で調剤実績の報告）

薬剤師に直接相談できる**連絡先、注意事項等について事前に説明し、当該内容については、文書により交付または薬袋に記載**すること

相談内容は、**調剤録に記載**すること

連携会議

必要な多職種連携会議へ“継続的”な参加

地域支援体制加算

薬剤師の多職種連携会議の出席要件

調基 1 研修認定薬剤師が地域の多職種連携の会議に**年 1 回以上**、出席

調基 1 以外 研修認定薬剤師が地域の多職種連携の会議に**年 5 回以上**、出席

地域連携薬局

過去 1 年間に
地域包括ケアシステム※の構築に必要な会議に**継続的**
に参加すること

該当する会議一例：

地域包括支援センター主催	「地域ケア会議」
介護支援専門員主催	「サービス担当者会議」
多職種が参加する	「退院時カンファレンス」

参加者：

医師・歯科医師・□□□□・□□□□・□□□□□□・□□衛生士・自治体職員
包括職員・ケアマネジャー・介護事業者・民生委員・OT・PT・ST など
その他必要に応じて参加
※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

継続的に「地域における会議の開催状況を踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていく」ことが必要

7

本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20210528-1109(5)-p7

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

**医療安全
対策**

広い取組と細かい報告よりも**資材活用の重要性**

フレアボイドの取組

地域支援体制加算

「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(平成29年10月6日付薬食総発第1006第1号)に基づき、薬局機能情報提供制度において、「**フレアボイド事例の把握・収集に関する取り組みの有無**」を「有」として**直近1年以内**に都道府県に報告していること

PMDAナビの活用

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）に登録することにより、常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性情報等の医薬品情報の収集を行い、保険薬剤師に周知している

地域連携薬局

医療安全対策の具体的な取組

厚生労働省から公表している**各種資材の活用**

医薬品に係る**副作用等の報告**の対応

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加

製造販売業者による**市販直後調査**への協力のほか

医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）

に基づく**患者向け資料**の活用

「**医薬品医療機器情報配信サービス**」（PMDAメディナビ）等を活用した**服薬指導**等

届出には、過去1年間の**実施回数**の報告が必要

薬剤師人員

同一薬局の継続勤務人員数に注目

管理薬剤師

地域支援体制加算

保険薬剤師として **5年以上**の薬局勤務経験があること

常勤薬剤師数は、当該保険薬局における当該保険薬局における実労働時間が **週32時間以上**である保険薬剤師は1名とする

当該保険薬局の常勤薬剤師として **継続して1年以上勤務**

勤務薬剤師全体

地域連携薬局

当該保険薬局の常勤薬剤師として **半数以上が、継続して1年以上勤務**

常勤薬剤師数は、当該保険薬局における当該保険薬局における実労働時間が **週32時間以上とする**

常勤薬剤師の換算方法

- ① 当該保険薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする
- ② 当該保険薬局における実労働時間が週32時間に満たない保険薬剤師については、実労働時間を32時間で除した数とする（規定時間に満たない薬剤師の総計）

$$\text{非常勤人員数} = \frac{\text{当該保険薬局における週32時間に満たない保険薬剤師の実労働時間の合計(総計/該当月)}}{(\text{時間/1週当たり}) \times (\text{該当月の週数} \times \text{人数})}$$

常勤薬剤師の **半数以上が、継続して1年以上勤務**

麻 薬

必要な指導 から 調剤実績 へ

地域支援体制加算

麻薬及び向精神薬取締法
(昭和二十八年法律第十四号)
第三条の規定による**麻薬小売業者の免許を受けていること**

調基 1 **麻薬小売業者の免許を受けていること
必要な指導**ができる

調基 1 以外 **麻薬の調剤実績
年10回以上/常勤薬剤師1人当たり**

地域連携薬局

在庫として保管する**品目数や種類**は当該
薬局の**調剤の状況等**に応じて**薬局で判断
しても差し支えない**

麻薬の調剤の求めがあった場合に、**薬局の
事情等により当該麻薬の調剤を断ることは
認められない**

速やかに**必要な麻薬**を入手できる体制を構
築する**必要がある**

地域連携薬局では、**調剤することが必要**

地域連携体制加算※では、麻薬免許の**許可を受けること**

- ※ **必要な指導**ができる
- ※ **ただし、調基 1 以外では実績も必要**

10 本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。
資料No.20210528-1109(5)-p10 Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

**居宅患者
実績**

在宅患者への薬学的知見に基づく指導の実績

地域支援体制加算

薬学的管理指導計画書の様式を備える

在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制を整備する

在宅患者訪問薬剤管理指導の指示が処方医からあった場合に、適切な対応ができるよう研修を受ける

調基 1 在宅医療の実績が保険薬局当たりで年12回以上

調基 1 以外 在宅医療の算定回数が、常勤の保険薬剤師1人当たり年60回以上

地域連携薬局

在宅医療の**対応の確保**ではなく**実績の達成**をすることが目的

在宅医療実績 月平均**2回**以上

ただし

複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は指導を行った人数に関わらず**1回**とする。

同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数に関わらず**1回**

在宅医療への**準備**ではなく、**実績達成**へ

11 本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。
資料No.20210528-1109(5)-p11

1) 地域連携薬局の認定を取得するにあたっての障壁

(「令和3年3月25日 埼玉県保健医療部薬務課 地域連携薬局に係るアンケートの実施結果について」より)

Q4 地域連携薬局の認定を取得するにあたって、何が障壁になりますか (n = 606 5つまで複数回答)

【障壁と考えるとの回答割合の高かった上位5項目】

地域の他の医療機関への情報提供回数 (月平均30回以上)	67.7%
無菌調剤対応	67.5%
地域包括ケアシステムに関する会議への継続的参加	41.7%
在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の回数 (月平均2回以上)	32.8%
勤務薬剤師の地域包括ケアシステムに関する受講状況	30.4%

2

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工 (株) MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

資料No.20210428-1109(4a)-p2

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

NICHI-IKO 「地域の他の医療機関への情報提供回数（月平均30回以上）」の実績要件 日医IMPS

令和3年1月29日 局長通知 より

実績に含まれるもの

- ア. 入院時に情報共有を行った実績
- イ. 退院時に情報共有を行った実績
- ウ. 外来の利用者の情報共有を行った実績
- エ. 在宅訪問について報告等の情報共有を行った実績

※いずれかのみではなく、満遍なく実施することが望ましい

実績に含まないもの

- ・医療機関からの検査値等のみの情報提供
- ・利用者の情報を含まない施設等に係る情報提供
- ・服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載
- ・疑義照会

留意事項: 薬剤師の主体的な情報収集等により報告及び連絡したものであること

服薬指導等から得られた情報を基に処方医の薬剤の適正使用に必要な情報を取り纏め、医療機関の薬剤師に文書等（地域情報ネットワーク等を含む）を用いて提供する等

令和3年1月29日 事務連絡（Q&A）より

Q9【報告・連絡の実績】

実績については、例えば、文書で医療機関へ情報提供を行い、以下のような調剤報酬を算定した場合を含むと考えてよいか。

- ① 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績として「服薬情報等提供料 1、2」
- ② 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績として「退院時共同指導料」
- ③ 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績として、「服用薬剤調整支援料 1、2」、
薬剤服用歴管理指導料における「吸入薬指導加算」、「調剤後薬剤管理指導加算」

A. 調剤報酬の算定の有無にかかわらず、情報共有を実施していれば実績とすることで差し支えない。

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

3

資料No.20210428-1109(4a)-p3

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

- 算定回数実績の確認については、下記、項目より実施回数を確認することが重要です。
- ① Q&Aで示された、情報共有に関連する調剤報酬点数項目と該当する主な内容を抜粋しています。なお、算定基準の全てを満たしていない場合でも、実際は情報共有している事例もあると思われるのでご注意ください。
 - ② Q&Aには記載はありませんでしたが、関連すると考えられる調剤報酬点数項目を抜粋しました。あわせてご確認ください。

①Q&Aで示された、情報共有に関連する調剤報酬点数項目と該当する主な内容（算定していれば要件を満たしている）

	対象となる調剤報酬	該当する主な内容
入院時	服薬情報等提供料 ^{1,2}	医師の求め若しくは薬剤師の判断で患者の服用薬や服薬情報を文書により情報提供
退院時	退院時共同指導料	入院中患者に退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関して説明及び指導した内容を文書により提供
外来	特定薬剤管理指導加算 ²	連携充実加算を届けている医療機関にトレーシングレポートを提供
	吸入薬指導加算	吸入指導の内容・患者の理解度について文書にて情報提供
	調剤後薬剤管理指導加算	糖尿病患者に対し処方医の求めに応じて文書にて情報提供
	服用薬剤調整支援料 ^{1,2}	6種類以上の内服薬が処方されている患者に文書を用いて処方提案

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

4

資料No.20210428-1109(4a)-p4

Copyright © 2021 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

■ 算定回数実績の確認については、下記、項目より実施回数を確認することが重要です。

- ① Q&Aで示された、情報共有に関連する調剤報酬点数項目と該当する主な内容を抜粋しています。なお、算定基準の全てを満たしていない場合でも、実際は情報共有している事例もあると思われるのでご注意ください。
- ② Q&Aには記載はありませんでしたが、関連すると考えられる調剤報酬点数項目を抜粋しました。あわせてご確認ください。

②その他、関連すると考えられる調剤報酬点数項目 (注：算定にあたり「文書の提供」が条件でないものもあり注意が必要です)

	対象となる調剤報酬	該当する主な内容
外来	重複投薬・相互作用等防止加算1、2	残薬等の有無に限らず、患者の服薬状況を処方医に情報提供
	外来服薬支援料	処方医に確認した上で服薬支援、又は持参した服用薬の整理等の服薬管理を行いその結果を医療機関に情報提供
	服薬情報等提供料1,2	医師の求め若しくは薬剤師の判断で患者の服用薬や服薬情報を文書により情報提供
在宅	在宅患者訪問薬剤管理指導料1,2,3	訪問結果について必要な情報を文書により提供
	在宅患者オンライン服薬指導料	在宅患者オンライン服薬指導の結果について必要な情報提供
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1,2	緊急訪問した患者への指導内容を文書にて情報提供
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	在宅患者に対して残薬等の有無に限らず、患者の服薬状況を処方医に情報提供
	居宅療養管理指導費1,2,3	訪問結果について必要な情報を文書により提供
	居宅療養管理指導費注2 (オンライン)	オンラインによる服薬指導の必要な情報を文書により提供
	経管投薬支援料	胃瘻等で経管投薬を行っている患者に関する服薬状況や患者家族の理解度を情報提供

本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

地域連携薬局 月30回の情報共有に関する現実性について

調剤基本料 1 算定以外の薬局で求められる実績

	対象となる調剤報酬	地域支援体制加算で 求められている回数	常勤薬剤師が 3人いる場合の回数	地域連携薬局で 求められている 情報共有回数	地域支援体制加算で求められている基準と 地域連携薬局の基準との差
外来	重複投薬・相互作用等防止加算1、2	40回/年/1人 (1.40点 2.30点)	120回	30回/月 =360回/年	120回/年 + 36回/年 + 180回/年 + 3回/年 + 36回/年 = 375回/年
	外来服薬支援料	12回/年/1人 (185点)	36回		
	服薬情報等提供料1,2	60回/年/1人 (1.30点 2.20点)	180回		
	服用薬剤調整支援料1,2	1回/年/1人 (1.125点 2.100点)	3回		
在宅	在宅患者訪問薬剤管理指導料1,2,3	12回/年/1人 (1.650点 2.320点 3.290点)	36回		375回/年-360回/年=+15回
	在宅患者オンライン服薬指導料				
	居宅療養管理指導費1,2,3				
	居宅療養管理指導費注2 (オンライン)				

調剤基本料 1 算定薬局で求められる実績

	対象となる調剤報酬	地域支援体制加算で 求められている回数	常勤薬剤師が 3人いる場合の回数	地域連携薬局で 求められている 情報共有回数	地域支援体制加算で求められている基準と 地域連携薬局の基準との差
外来	服薬情報等提供料1,2	12回/年/1薬局 (1.30点 2.20点)	12回/年	30回/月 =360回/年	12回/年 + 12回/年 =24回/年 24回/年-360回/年 = ▲336回
在宅	在宅患者訪問薬剤管理指導料1,2,3	12回/年/1薬局 (1.650点 2.320点 3.290点)	12回/年		
	在宅患者オンライン服薬指導料				
	居宅療養管理指導費1,2,3				
	居宅療養管理指導費注2 (オンライン)				

本資料は、2021年1月29日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

3) トレーシングレポートの活用

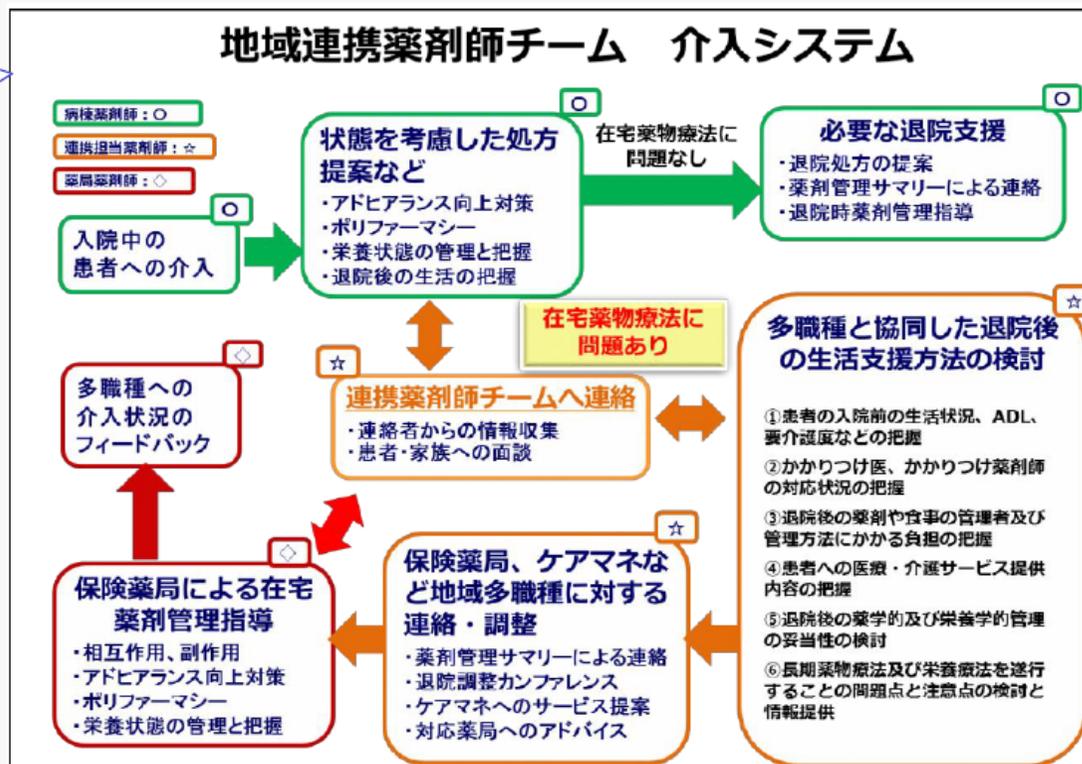
「『病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方』について」として令和3年3月31日に通知が発出されています。

- ・手引書と、様式事例集が示されています。
- ・病院を対象とした資料ですが、薬局としても、今後の病院との入退院時の情報共有に活用できる情報が多く掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17788.html

図1 地域連携を担当する薬剤師によりポリファーマシー対策への協力体制を構築している例

令和3年3月31日
厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長通知
「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」より抜粋



本資料は、2021年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。